

小規模多機能居宅介護
重要事項説明書

令和6年6月1日現在

1. 業者(法人)概要

名称・法人種別	有限会社 田原坂愛の会
代表者氏名	代表取締役 内田光洋
所在地・連絡先	熊本市北区植木町鞍掛1791番地
	電話番号 096-274-0101
	F A X 096-215-3615

2. 事業所概要

(1)事業所名称等

事業所の名称	小規模多機能ホーム 田原ふれあいの家 (小規模多機能居宅介護)
管理者	宮崎裕紀子
開設年月日	平成24年 4月11日
所在地・連絡先	熊本市北区植木町鞍掛1791番地
	電話番号 096-274-0101
	F A X 096-215-3615
事業所番号	4390101105

(2)主な設備

	備 考
宿泊室 (洋室)	4室(各8.51㎡)、1室(8.15㎡)収納スペース、机付き
食堂及び居間	46.91㎡
台所	1ヶ所(共用)、食品庫付き
浴室	1ヶ所(共用)
トイレ	3ヶ所(共用)
その他	誘導灯、自動火災報知機、自動火災通報装置、スプリンクラー設置 洗濯機2台、軽自動車(スロープ付)2台、普通車(リフト付)1台 普通車1台、軽自動車1台

3. 事業所の目的・運営方針

(目的)

[通い]を中心として、要支援者や要介護者の様態や希望に応じて、随時「訪問」や「泊り」を組み合わせサービスを提供することで、在宅生活の継続を支援する。

(運営方針)

- 利用者一人一人の思いを大切に、あたりまえの暮らしを支援します。
- 利用者の心身の状況、その置かれている環境を踏まえて、一人一人が本来持っている力を引き出せるよう支援します。
- 地域に暮らす住民の一人として、それまで築いてきた家庭・地域との結びつきを保ち続けられるよう支援します。

4. 事業実施地域及び営業時間・定員等

通常の事業の実施地域		熊本市全域		
営業時間及び営業日		通い	7時～20時	年中無休
		泊り	18時～9時	
		訪問	24時間	
定員	登録定員	29名		
	通いサービス	15名／日		
	宿泊サービス	5名／日		

※上記以外の地域の方は、原則として当事業所のサービスはご利用頂けません。

※緊急時・必要時は、柔軟に通い・訪問・泊りサービスを提供します。

5. 職員体制

	人数 (人)	常勤		非常勤		
		専任	兼任	専任	兼任	
管理者	0.5		1			事業所全体の管理
計画作成担当者	0.5		1			利用者のケアプランの作成
看護職	正看護師	1	1		1	利用者の病状・心身の状況に応じた適切な看護の提供
介護職	介護福祉士	10.5	5	1		利用者の病状・心身の状況に応じた適切な介護の提供
	ヘルパー二級他		6		3	

※夜間は、夜勤者1名配置

※昼間は、訪問サービス要員を2名配置

6. サービス内容

項 目		内 容
共通	食 事	時間 朝食 7時～8時 ※提供時間はご要望に応じます。お気軽に 昼食 12時～13時 夕食 18時～19時 にご相談下さい。 家庭的なお食事を提供致します。行事食もあります。 食事の形態等も、利用者の身体の状況に配慮したものを提供致します。
	健康チェック	血圧測定等、利用者の全身状態の把握を行います。 また、家族での介護や看護の方法についても、お気軽にご相談ください。
通い	機能訓練	利用者の状況に適した機能訓練を行い、心身機能の維持向上が図られるよう、個別訓練・グループ訓練を計画的に行います。
	レクリエーション 趣味活動	お花見等、季節の行事を一緒に楽しみます。内容によっては、ご家族や地域の方もご参加頂けます。 リハビリの一環として、ゲーム、音楽療法や健康体操、趣味活動等も行います。
	入 浴	家庭と同じような個室のお風呂です。お手伝いが必要な方でも、スタッフが必要なお手伝い(見守り・介助等)を致しますので、安心してご入浴頂けます。 体調不良等により、入浴できなかった場合は、ご希望により清拭を行います。

	排 泄	利用者の心身の状況に応じ、食事・入浴・排泄の介助を行うと共に、排泄の自立に向けて適切な援助を行います。
	更衣・整容等	個人のプライバシーと尊厳に配慮し、適切に更衣や整容が行われるよう援助します。
	送 迎	自宅 ⇄ 田原ふれあいの家間を送迎致します。送迎のご利用は任意です。
	訪 問	利用者の自宅に訪問し、食事・入浴・排泄等の日常生活上のお手伝いをします。夜間・緊急のご依頼にも対応致します。
	宿 泊	田原ふれあいの家にお泊り頂き、食事・入浴・排泄等の日常生活上のお手伝いをします。緊急のご依頼にも対応致します。
相談援助及び調整	小規模多機能型居宅介護計画及び介護予防小規模多機能型居宅介護計画の作成及び提供	利用者の心身の状況及び利用者・家族の意向に基づき、ケアプランを作成し、その実施については承諾を得ます。 その際、当事業所内のサービス調整だけでなく、訪問看護、在宅療養管理指導、福祉用具貸与・購入、住宅改修等の介護保健サービスや居宅における地域サービスの紹介、利用調整を致します。

7. 運営推進会議概要

運営推進会議の目的	事業所の活動状況の報告に対し、評価・要望・助言を行うことを通して、事業所が地域に開かれると共にサービスの質及び適切な運営が確保されることを目的として設置します。
開 催	概ね2ヶ月に1回
構 成	利用者、利用者家族、地域住民の代表、市職員、地域包括支援センター職員、福祉について知見を有する者、等

8. 協力医療機関及び緊急時の対応

当事業所では、下記の医療機関等にご協力頂いております。

医療機関	所在地	診療科目
寺尾病院	熊本市北区小糸山町759	内科・外科・整形外科・耳鼻咽喉科 消化器科・呼吸器科・糖尿病科 皮膚科・リハビリテーション科
工藤歯科医院	熊本市北区植木町舞尾682	歯の健康相談、歯の定期検診 歯周病検診、歯周疾患の処置 咬合調整
緊急時の対応	原則として、緊急時連絡先及びかかりつけ医にご連絡致します。 ただし、状況に応じ、協力医療機関、救急医療機関等へ連絡する場合及び緊急時連絡先への連絡が前後する場合があります。	

9. 利用料金

利用料金につきましては、以下の通りです。

(1) 介護保険給付対象サービス

① 介護費用分(月額・単位:円)

介護予防小規模多機能型居宅介護費	自己負担	要支援1	要支援2	
	1割	3,450円	6,972円	
	2割	6,900円	13,944円	
	3割	10,350円	20,916円	

小規模多機能型居宅介護費	自己負担	要介護1	要介護2	要介護3
	1割	10,458円	15,370円	22,359円
	2割	20,916円	30,740円	44,718円
	3割	31,374円	46,110円	67,077円
	自己負担	要介護4	要介護5	
	1割	24,677円	27,209円	
	2割	49,354円	54,418円	
	3割	74,031円	81,627円	

※月毎の包括料金のため小規模多機能型居宅介護計画及び介護予防小規模多機能型居宅介護計画に定めた期日に対し、実際の利用期日に増減があっても、利用料の増減はありません。
また、月途中の登録及び登録終了の場合は、日割りで利用料をお支払い頂きます。

①短期利用 介護費用分(日額・単位:円)

介護予防小規模多機能型居宅介護費	自己負担	要支援1	要支援2	
	1割	424円	531円	
	2割	848円	1,062円	
	3割	1,272円	1,593円	
小規模多機能型居宅介護費	自己負担	要介護1	要介護2	要介護3
	1割	572円	640円	709円
	2割	1,144円	1,280円	1,418円
	3割	1,716円	1,920円	2,127円
	自己負担	要介護4	要介護5	
	1割	777円	843円	
	2割	1,554円	1,686円	
	3割	2,331円	2,529円	

※登録定員に空きがあつて、宿泊室に空床がある場合、緊急やむを得ない場合など一定の条件下において、登録者以外の短期利用が出来ます。

②加算

初期加算	1割	30円/日	利用開始後30日以内
	2割	60円/日	
	3割	90円/日	
認知症加算Ⅲ	1割	760円/月	認知症日常生活自立度Ⅲ以上の方
	2割	1,520円/月	
	3割	2,280円/月	
認知症加算Ⅳ	1割	460円/月	要介護度2であり認知症日常生活自立度Ⅱの方
	2割	920円/月	
	3割	1,380円/月	
訪問体制強化加算	1割	1,000円/月	要介護者全員
	2割	2,000円/月	
	3割	3,000円/月	
総合マネジメント体制強化加算	1割	1,200円/月	利用者全員
	2割	2,400円/月	
	3割	3,600円/月	
看護職員配置加算Ⅰ	1割	900円/月	要介護1～5の方が対象
	2割	1,800円/月	
	3割	2,700円/月	

看護職員配置加算Ⅱ	1割	700円/月	要介護1～5の方が対象
	2割	1400円/月	
	3割	2,100円/月	
看取り連携体制加算	1割	64円/日	
	2割	128円/日	
	3割	1,92円/日	
サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	1割	350円/月	利用者全員
	2割	700円/月	
	3割	1050円/月	
介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	介護度により算定		利用者全員
介護職員等ベースアップ等支援加算	介護度により算定		利用者全員

(2) 介護保険給付対象外サービス

① 宿泊費及び食費（令和元年12月1日から）

宿泊費	2,000円/1泊
食費	1,700円/1日（内訳 朝食 400円/1食、昼食600円/1食、夕食600円1食、おやつ・飲料代100円/1日）

② その他

おむつ代（各1枚）	実費
レクリエーション クラブ活動費	材料代等の実費
複写物の交付	1枚につき10円

10. 利用料等のお支払い

毎月11日までに、前月分の請求書を発行いたしますので、毎月の期日までにお支払い下さい。
お支払確認後に領収書を発行致します。
お支払い方法は、

- ①口座引き落とし ②銀行振り込み ③事業所での現金支払い

の内から利用契約時にお選びください。

なお、介護保険料の滞納等により、事業所に直接介護保険給付が行われない場合には、料金表に定める利用料金の全額をお支払い下さい。お支払いと引き換えに、サービス提供証明書と領収書を発行致します。

11. サービス利用等に関する苦情窓口

当事業所 苦情相談窓口	窓口担当者	宮崎裕紀子（計画作成担当者）		
	ご利用時間	午前9時～午後5時30分		
	ご利用方法	電話	096-274-0101	
		面接	事業所内事務所	
		御意見箱	玄関ホール内	
上記時間・方法以外でご希望の場合には、事前にご連絡下さい。				
その他の苦情相談窓口				
○熊本県国民健康保険団体連合会 苦情相談窓口 〒862-0911 熊本市東区健軍1丁目18番7号 電話 096-214-1101 FAX 096-214-1105				
○熊本市役所 高齢介護福祉課 〒862-0911 熊本市中央区手取本町1番1号 電話 096-328-2347 FAX 096-328-2793				

※詳細は『利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要』をご参照ください。

12. 非常災害対策

火災に備えて消防計画及び風水害・地震等に対処するための具体的計画を策定し、マニュアルに従って、定期的に防火及び消防設備の保守点検及び消火通報訓練、避難・救出訓練を行います。

防火設備：消火器・誘導灯・自動火災報知機、自動火災通報装置・スプリンクラー設備

防火訓練：年2回

防火管理者：内田光洋

13. 事業所利用にあたっての留意事項

- ① ご利用の際には、介護保険被保険者証等をご提示下さい。
- ② 介護保険被保険者等の更新時・変更時は、改めてご提示下さい。
- ③ 喫煙は指定の場所をお願い致します。
- ④ 事業所内の火気の取り扱いはご遠慮下さい。
- ⑤ 設備・備品の利用については、事前にご相談下さい。これに反した利用によって破損等が生じた場合、弁償して頂く場合があります。
- ⑥ 多額の金銭・貴重品の持ち込みはご遠慮下さい。
- ⑦ ペットの持ち込みはご相談下さい。
- ⑧ 緊急時、入院を要する場合等、ご家族への連絡が後になる場合がありますことをご了承下さい。
- ⑨ 事業所内での許可のない物品販売・宣伝、宗教の勧誘、利用者相互の物品の売買及び金銭の貸借、特定の政治活動等をご遠慮下さい。
- ⑩ 事業所内は土足厳禁です。上履きをご利用下さい。
- ⑪ 正当な理由なしにサービス利用に関する規定に反した場合には、利用を中止させて頂く事があります。

14. 個人情報の取り扱い

- ① 医療との連携に関して必要時開示
 - ② 田原ふれあいの家便りに生活の様子を掲載
 - ③ サービスの質の向上を目的とした研究等に活用
 - ④ 生命の安全を保持するために使用
- 上記の理由に活用させていただきます。
活用時は随時相談させていただきます。

15. サービス提供記録をご希望時開示します。

16. 事業計画、財務内容はご希望時閲覧することが出来ます。

当事業所は、本書面に基づいて小規模多機能ホーム田原ふれあいの家利用に関する重要事項について説明致しました。

令和6年 月 日

事業所 熊本市北区植木町鞍掛1791番地
小規模多機能ホーム 田原ふれあいの家

説明者 職名 計画作成担当者
氏名 宮崎 裕紀子 印

私は、本書面に基づいて小規模多機能ホーム 田原ふれあいの家利用に関する重要事項について、上記職員より説明を受け、その内容について同意しました。

令和 6 年 月 日

利 用 者

住 所 _____

氏 名 _____ 印

(代理人 印)

電 話 番 号 _____

身元引受人

住 所 _____

氏 名 _____ 印

電 話 番 号 _____

小規模多機能ホーム
田原ふれあいの家

重要事項説明書

有限会社田原坂愛の会